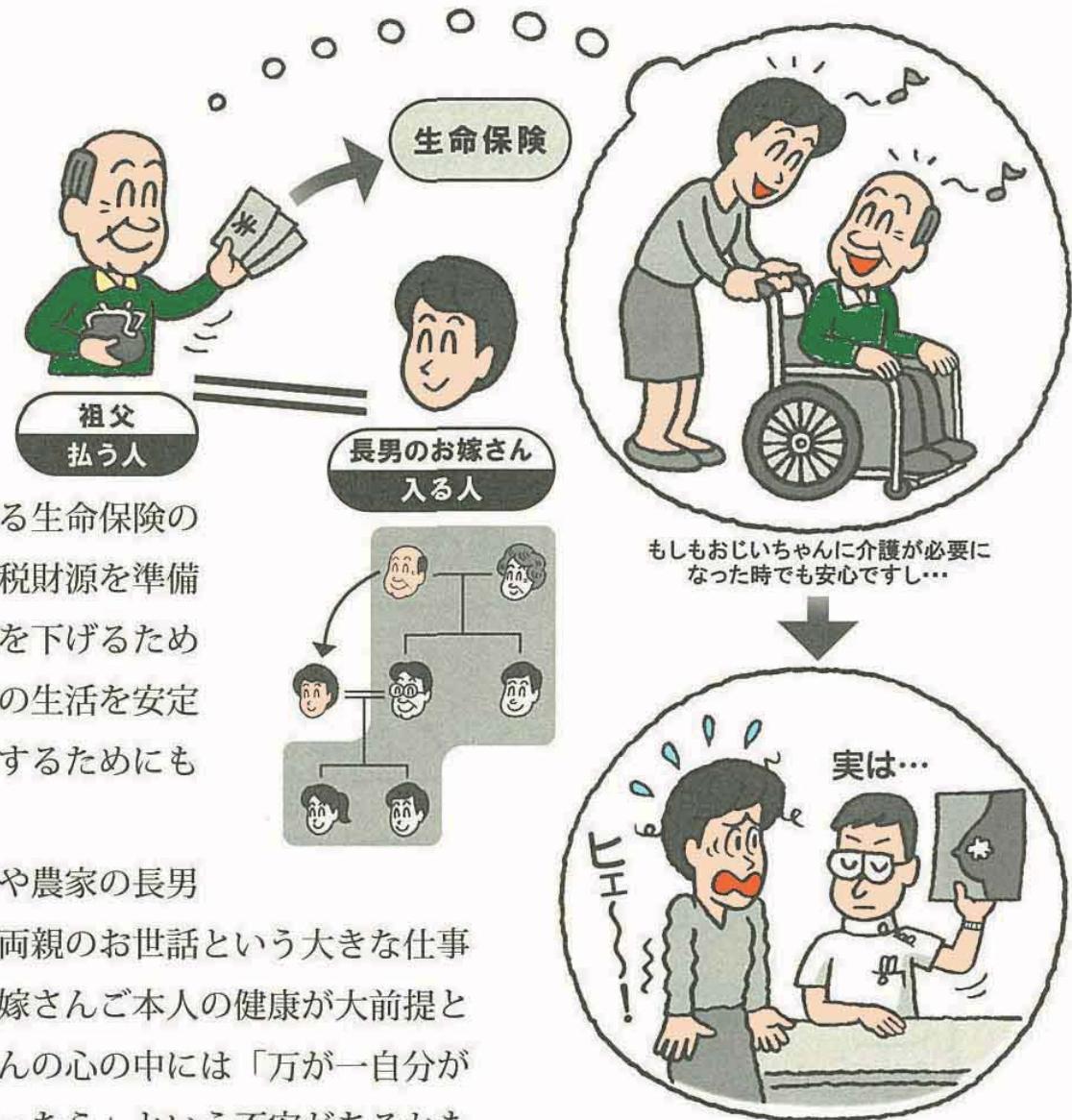


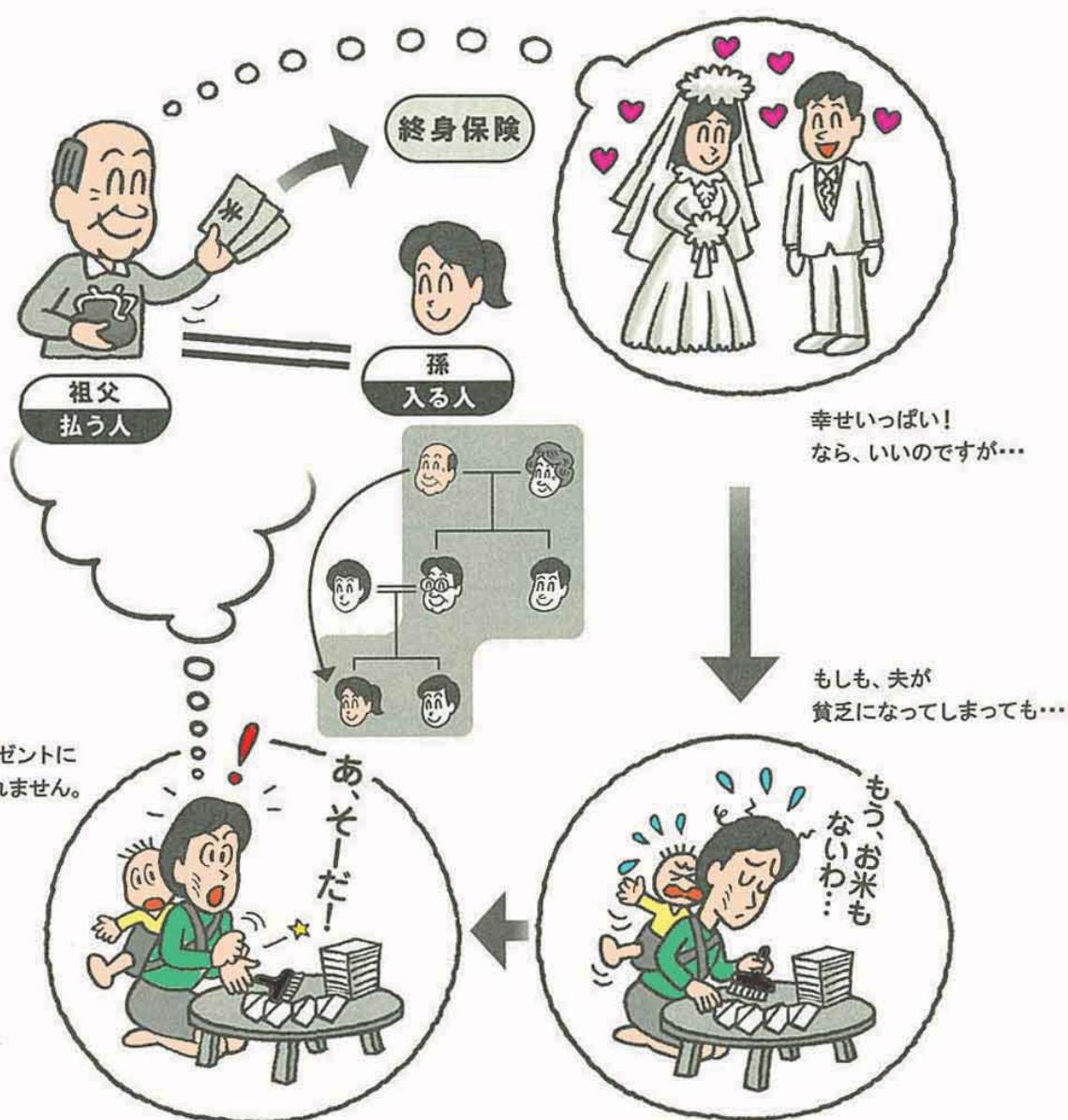
保険の考え方を変えてみましょう(心の対策)

日ごろの、そして、これからの「感謝の気持ち」を込めて、たとえば、同居している長男のお嫁さんを生命保険に入れてあげれば、言葉で表わすより何倍も素敵なプレゼントになります。



子供のお嫁さんは相続人ではありませんが、おじいちゃん、おばあちゃんが日ごろの感謝を込めて「女性に手厚い生命保険」や「医療保険」に入れてあげるなんて、ちょっと素敵なお誕生日プレゼントになると思いませんか。[→課税関係については120頁へ]

高齢だから必要ない！ではなく、生命保険をプレゼントとして考えましょう。たとえば、孫娘を終身保険に入れてあげて、持参金代わりに持たせてやるのです。



生命保険に入るのは若い子供やお孫ちゃんで、保険料を払うのがおじいちゃんということなら、ご自身の年齢は関係ありません。おじいちゃんのお金で孫娘の持参金を用意しておくなんて、素敵なお土産だと思いませんか？あッ、このフレーズ、長男のお嫁さんのところでも使いましたね。お嫁さんと孫娘とでは、込める気持ちが少し違うかもしれません、生命保険の活用法としては同じです。

この時、「払う人」おじいちゃん、「入る人」孫、「もらう人」孫なら、年間110万円以内の保険料の贈与であれば、贈与税は課税されません。